

福岡県財務規則第 170 条 新旧対照表（案）

新	旧
<p>(契約保証金の減免)</p> <p>第七十条 次の各号に掲げる場合は、前条第一項の規定にかかわらず、契約保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を納付又は提供させないことができる。</p> <p>一～十 (略)</p> <p><u>十一 削除</u></p> <p>十二～十四(略)</p>	<p>(契約保証金の減免)</p> <p>第七十条 次の各号に掲げる場合は、前条第一項の規定にかかわらず、契約保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を納付又は提供させないことができる。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 研修用原料繭の購入に係る随意契約を締結する場合又は研修用原料繭から生産した生糸の委託販売について確実な連帯保証人をたてさせて随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>十二～十四(略)</p>